

交通安全対策の推進についての意見書

平成25年の全国の交通事故死者数は4,373人であり、13年連続で減少となったものの、依然として多くの人命が交通事故により失われており、一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことが重要かつ喫緊の課題となっている。

交通安全対策については、これまでも様々な取組が行われてきたが、厳しい交通事故情勢を踏まえ、交通事故死者の5割以上を占めている高齢者や自転車利用者に向けた交通安全対策、交通事故が多発している交差点や生活道路、通学路等における交通安全施設の整備、安全で円滑な道路交通環境の整備等を、一層強力に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、交通安全対策の推進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 効果的な交通安全広報啓発の実施や体系化された交通安全教育制度の構築など、高齢者や自転車利用者等に対する交通安全対策の充実・強化を図ること
- 2 信号灯器のLED化や道路標識の更新・整備など、交差点や生活道路、通学路等における交通安全施設の整備を促進すること
- 3 歩行者・自転車優先の道路交通環境の整備や歩行空間のバリアフリー化を促進するとともに、交通量の変動にきめ細かに対応した信号制御等を行う交通管制システムの拡充を始めとする高度道路交通システム（ITS）の整備充実を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

殿

愛知県議会 議長

三浦孝司

(提出先)

衆議院 議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
情報通信技術(IT)政策担当大臣

参議院 議長
国土交通大臣
国家公安委員会委員長
警察庁長官

年金積立金の適正運用の確保についての意見書

我が国では、高齢者世帯の収入の約7割を公的年金が占めており、また、約6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しているなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

こうした中、政府は、公的資金等の運用について、デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国の経済の状況を踏まえ、運用対象の見直しやリスク管理体制等のガバナンスの見直しを進めることとしている。

また、公的年金の積立金の運用を行っている年金積立金管理運用独立行政法人（G P I F）は、本年10月に中期計画を変更し、運用資産に占める国内債券の割合を引き下げ、株式の割合を引き上げるなどの運用方法の見直しを行うとともに、内部統制やリスク管理体制の強化等を行うこととしている。

もとより、年金積立金の運用は、年金財政・年金制度と密接に関わるものであり、現役世代の保険料負担を維持しつつ、将来の年金給付に支障が生じないように、長期的な健全性を確保していかなければならない。

よって、国におかれては、年金積立金の適正運用の確保を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 年金積立金の運用は、引き続き、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと
 - 2 年金積立金の運用が適切に行われるよう、早急にG P I Fのガバナンス体制の強化を図ること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

殿

愛知県議会議長

三浦孝司

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣

参議院議長
厚生労働大臣

エボラ出血熱の感染対策の充実についての意見書

エボラ出血熱は、1970年代以降、中央アフリカ諸国において、しばしば流行が確認されてきた致死率が極めて高い感染症であるが、現在、有効な予防法や治療法はない。

昨年12月以降、西アフリカを中心にエボラ出血熱の感染が拡大しており、世界保健機関（WHO）の発表によれば、平成26年11月末時点で患者数が17,000人を超え、死者数は6,000人に達するとともに、スペインとアメリカでも相次いで感染者が確認され、日本を含めた世界各国への感染拡大が危惧されているところである。

こうした中、国は、エボラ出血熱の国内流入を防ぐため、検疫所や空港等における注意喚起や帰国・入国者への健康監視の強化、感染が疑われる方がいた場合の感染症指定医療機関への搬送体制の整備等の水際対策を実施するとともに、自治体向け標準的対応フローを策定するなどの対策を行ってきたが、一層の対策を講じて、エボラ出血熱の脅威を取り除くことが喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、エボラ出血熱の感染対策の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 エボラ出血熱の国内流入を防ぐため、検疫所や空港等における水際対策を徹底するとともに、エボラ出血熱の正しい知識の周知を促進すること
 - 2 エボラ出血熱の国内流入に備え、検査診断体制の充実や国・自治体・医療機関等の連携強化、ワクチン・治療薬の研究開発態勢の整備など、感染拡大の防止に向けた対策の拡充を図ること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

殿

愛知県議会議長

三浦孝司

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣

参議院議長
法務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

女性の活躍の促進についての意見書

政府はこれまで、男女共同参画社会の実現に向け、2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30パーセントとする目標を掲げ取組を進めてきたところであるが、その割合は緩やかに増加しているものの、依然として低い水準となっており、目標達成に向けた取組が求められている。

さらに、国は、本年6月に公表した「日本再興戦略」改訂2014で、女性活躍のための環境整備を鍵となる施策と位置付け、女性活躍担当大臣の設置やすべての女性が輝く社会づくり本部の設置など、女性の更なる活躍促進に向けた取組を進めているところである。

我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮できるようにすることは、人材の確保にとどまらず、社会全体に活力を与えることにもつながるものであり、すべての女性が輝く社会を実現するための取組を一層推進していく必要がある。

よって、国におかれては、女性の活躍の促進を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 2020年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30パーセントとする目標について、国が率先して取り組むとともに、その進捗状況を毎年公表すること
 - 2 就職・再就職の支援や起業のための支援、テレワーク等の導入促進など、女性が働きやすい環境を整備するための支援措置を行うこと
 - 3 マタニティ・ハラスメントの防止など、妊娠・出産等による不利益な取扱いが起こらない職場づくりを推進すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

殿

愛知県議会議長

三浦孝司

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣
女性活躍担当大臣

参議院議長
厚生労働大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等についての意見書

我が国には、B型又はC型肝炎ウイルス感染者が、合わせて350万人以上いると推計されており、肝炎対策基本法で国の責任と肝炎患者を救済する責務が明確となっている。

現在、肝炎治療特別促進事業により医療費助成が行われているが、対象となる治療法が限定されており、症状がより重篤化した肝硬変・肝がんの治療が助成対象となっていないことから、患者は高額な医療費を負担せざるを得ない状況となっている。

また、肝臓の機能障害は身体障害者福祉法上の身体障害とされているが、認定基準が患者の実態に応じたものとなっていないため、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もある。

よって、国におかれては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度を早期に創設すること
 - 2 身体障害者福祉法上の肝臓の機能障害に係る認定基準を緩和し、肝硬変・肝がん等の患者の実態に応じた障害者認定制度にすること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

殿

愛知県議会議長
三浦孝司

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣

参議院議長
厚生労働大臣

教職員定数改善計画の早期策定及び義務教育費国庫負担制度の堅持等についての意見書

近年、いじめや不登校への対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校現場を取り巻く諸課題は、著しく多様化・複雑化している。

こうした中、国は、子どもと向き合う時間の確保や学習支援が真に必要な児童生徒への支援の充実等を図るため、平成23年に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、小学校1年生の学級編制の標準を40人から35人に引き下げ、少人数学級を推進している。

山積する教育課題に対応し、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うためには、少人数教育の更なる推進を含めた教職員定数改善計画の早期策定が不可欠である。

また、少人数教育の推進と併せて、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国が責任をもって十分な教育予算を確保することが必要である。

よって、国におかれては、少人数教育の更なる推進を含めた中長期的な教職員定数改善計画の早期策定及び義務教育費国庫負担制度の堅持等に取り組まれるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

殿

愛知県議会議長
三浦孝司

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣

参議院議長
総務大臣

福祉・介護人材の確保対策の充実についての意見書

近年、我が国では、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等により、福祉・介護サービスに対するニーズの多様化・高度化が進んでおり、福祉・介護人材の質・量の両面での一層の充実が求められている。

しかしながら、少子高齢化の進行等により産業界全体で労働力の減少が見込まれており、福祉・介護人材の確保、とりわけ、他の産業に比べて離職率が高く、平成24年度から平成37年度までに新たに100万人程度が必要になるとの推計もある介護職員の確保は、困難な状況となっている。

こうした中、国民生活を支える福祉・介護制度を将来にわたって維持していくためには、一層の労働環境の改善や質の高い人材の育成等を進め、福祉・介護人材を安定的に確保していくことが必要である。

よって、国におかれては、福祉・介護人材の確保対策の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 介護報酬の引上げやキャリアと能力にふさわしい賃金体系の再構築など、福祉・介護従事者の給与等の処遇改善を図ること
 - 2 安定的な財源を確保した上で、福祉・介護従事者の配置基準を大幅に引き上げること
 - 3 教育・研修体制の充実など、質の高い福祉・介護人材の育成を図ること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

殿

愛知県議会議長
三浦孝司

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣

参議院議長
厚生労働大臣

中小企業振興策の充実についての意見書

中小企業は、地域の経済や雇用の要として大きな役割を果たしており、経済の好循環を全国に波及させるためには、中小企業の活性化が不可欠であるが、本年8月以降、急速に円安が進行する中で、原材料価格の高騰やエネルギーコストの増加が、多くの中小企業の経営に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

こうした中、国においては、政府・日銀が協調して為替の安定化に取り組んでいるところであるが、厳しい経営環境に置かれている中小企業の活力を取り戻すには、新製品・新技術の研究開発や販路開拓の促進に向けた支援策の拡充等に積極的に取り組んでいく必要がある。

よって、国におかれては、中小企業振興策の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地域の公設試験研究機関等と連携した研究開発の支援や中小企業基盤整備機構等と連携した販路開拓支援など、切れ目のない中小企業支援体制を構築すること
 - 2 地域産業資源を活用した「ふるさと名物」の開発や販路開拓による地域の需要創生の実現等を図るため、中小企業需要創生法を早期に制定すること
 - 3 地域の中小企業が必要とする人材を発掘・育成し、マッチングを行う地域人材バンク拠点（仮称）の整備など、中小企業の人手不足の解消のための抜本的な対策を講じること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

殿

愛知県議会議長
三浦孝司

(提出先)

衆議院議長
内閣総理大臣
経済再生担当大臣

参議院議長
経済産業大臣
地方創生担当大臣